空気銃（バッフル式）射撃場 空気銃（自然式）射撃場	三メートル以上

二　トラップ射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、拳銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。

三　トラップ射撃場、スキート射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（バッフル式）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、拳銃（バッフル式）射撃場、拳銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと。

2　［略］

第九条　第三条の区分による射撃場ごとに必要な指定射撃場の管理方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　ライフル（バッフル式）射撃場及び拳銃（バッフル式）射撃場にあつては、跳弾による危険を防止するため、バックストップ内の廃弾を常に除去すること。

二　ライフル（自然式）射撃場及び拳銃（自然式）射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾を使用させないこと。

三　空気銃射撃場にあつては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこと。

（申請の手続）

第十条　法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

［一～七　略］

（変更の届出）

第十三条　指定射撃場を設置し、又は管理する者は、第十条の指定射撃場指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第三号の記載事項変更届を、速やかに所轄警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出しなければならない。

別表第四

区分	構造設備
［略］	ライフル（覆道式）射撃場 （注）　括弧内の数字は、公称口径二十二のへり打ちのライフル銃又は空気銃のみを使用する射撃場についてのものである。

空気銃（バツフル式）射撃場 空気銃（自然式）射撃場	三メートル以上

二　トラツプ射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、けん銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、別表第一に掲げる区域内に人家、学校、病院その他人が現在する建造物又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路がないこと。

三　トラツプ射撃場、スキート射撃場、散弾銃（移動標的）射撃場、ライフル（バツフル式）射撃場、ライフル（自然式）射撃場、けん銃（バツフル式）射撃場、けん銃（自然式）射撃場及び空気銃（自然式）射撃場にあつては、射座の外縁から二百メートルまでの範囲の区域に市街地がないこと。

2　［同上］

第九条　［同上］

一　ライフル（バツフル式）射撃場及びけん銃（バツフル式）射撃場にあつては、跳弾による危険を防止するため、バツクストツプ内の廃弾を常に除去すること。

二　ライフル（自然式）射撃場及びけん銃（自然式）射撃場以外の射撃場にあつては、徹甲弾を使用させないこと。

三　空気銃（自然式）射撃場以外の射撃場にあつては、ポンプ式空気銃を用いて射撃を行なう者に対しては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこと。

（申請の手続）

第十条　法第九条の二第一項の申請は、次の各号に掲げる書類を添付した別記様式第一号の指定射撃場の指定申請書二通を、所轄警察署長を経由して、射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に提出して行うものとする。

［一～七　同上］

（変更の届出）

第十三条　指定射撃場を設置し、又は管理する者は、第十条の指定射撃場指定申請書（添付書類を含む。）の記載事項に変更を生じた場合においては、別記様式第三号の記載事項変更届二通を、すみやかに所轄警察署長を経由して都道府県公安委員会に提出しなければならない。

別表第四

区分	構造設備
［同上］	ライフル（覆道式）射撃場 （注）　括弧内の数字は、公称口径二十二のへリ打ちのライフル銃のみを使用する射撃場についてのものである。